

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面

2015年(平成27年)7月9日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏		美
同 弁護士	池	上		寛
同 弁護士	服	部	貴	遊
同 弁護士	柴	田	裕	明
同 弁護士	石	井	衆	之
同 弁護士	清	田	美	介
同 弁護士	尾	崎	英	喜
同 弁護士	朴	憲		司
				浩

他49名

第1 「被告第2準備書面第4」(同24～26頁)に対する反論

1 被告の主張

被告は第2準備書面第4項で、本件不指定処分までに時間を要したことは本件規定14条3項に違反するものではないと主張するとともに、本件不指定処分に当たっては慎重な審査を行うべき事情があったことに加え、審査を停止しなければならぬ事態が生じていたことから、本件不指定処分までに2年2か月以上の時間を要した事は行政手続法6条、7条に違反しないと主張する。

2 規定14条3項に違反しないとの主張が失当であること

そもそも、原告らは本件不指定処分までに2年2か月以上の時間を要した事をもって規程14条3項に違反するなど主張しているのではない。

申請後、不指定処分までに2年2か月以上もの期間を要したことが行政手続法7条に違反すると主張しているのであり、かかる主張の根拠として、本件規程14条3項を合理的に解釈すれば、同項の定める期限までに申請を行えば、指定を受けようとする年度の前日(3月31日)までには指定ないし不指定処分が行われることが予定されていたというべきであると主張しているのである。

すわなち、本件規程14条3項は、指定の申請期限について「指定を受けようとする年度の前年度の5月31日までに行わなければならない」と定められているところ、あえてこのような規定を設けて申請期限を画しているのであるから、本件規程に従って期限内に行われた申請については、指定を受けようとする年度の前年度の3月31日(指定を受けようとする年度の前日)までに指定ないし不指定処分を行うことが予定されている(遅くとも、指定を受けようとする年度の前日までに指定ないし不指定処分を行わなければならない)と考えるのが常識的な考え方である。

実際、地方自治体の定める審査基準等においては、この当然の道理をあえ

て明文化している例も散見される。例えば、三重県の定める私立専修学校設置認可審査基準は、本件規程 14 条 3 項と同様の仕組みを採用したうえで(学校の設置認可を受けようとする申請者は開設年度の前年度の 5 月 31 日までに学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない旨定めている)申請を受けた知事は開設年度の前年度の 3 月 31 日(開設年度の前年度の末日)までに申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するとし、この期間を標準処理期間としている(甲 70 号証)。

したがって、「本件規程 14 条 3 項に違反していない」という被告の反論は、原告の主張に対する反論としての体をなしておらず、失当である。

第 2 行政手続法違反

1 標準処理期間を定めていない点は行政手続法 6 条違反であること

被告は標準処理期間を定めていないが(当事者間に争いなし。被告答弁書 11 頁参照。)これが行政手続法 6 条違反であることは明白である。

なお、前記三重県の定める私立特別支援学校認可審査基準のように、本件規程 14 条 3 項と同様の仕組みを採用したうえで標準処理期間を定めることは立法技術として困難なものではないし、処分の性質上標準処理期間の作成が困難であるという事情もないから、標準処理期間の作成の懈怠が許容されることもない。

2 本件申請から不指定処分までに 2 年 2 か月以上の期間を要したことが行手法 7 条に反すること

九州朝鮮高校は、2010 年(平成 22 年)11 月 29 日、八号規程に基づき申請を行ったが、被告は同日から 2011 年(平成 23 年)8 月 29 日まで、約 9 か月にわたり審査手続きを停止した。

その後、同日に審査手続きが再開され、審査再開から 1 年 6 か月以上が経過した 2013 年(平成 25 年)2 月 20 日に本件不指定処分を行った。

この間、2011年（平成23年）5月31日にコリア国際学園が八号規程に基づく申請を行い、同年12月2日に指定処分を受け、2010年（平成22年）11月30日にホライゾンジャパンインターナショナルスクールが八号規程に基づく申請を行い、2011年（平成23年）8月30日に指定処分を受けている。

被告は、九州朝鮮学校について申請から不指定処分までに2年2か月以上の期間を要した理由として、慎重な審査を行うべき事情があった事、審査停止期間があった事を挙げている。

しかし、以下で述べるとおり、審査停止は法的根拠を欠く違法なものであり、そのため約9カ月にわたり申請に対する審査を懈怠していたのであるから、これが行政手続法7条違反となることは明らかである。

また、2011年（平成23年）8月29日に審査を再開（実質的にはこの時点からようやく審査を開始しているため、「再開」というのは不正確であるが、便宜上この時点を指して「再開」という。）した後、本件不指定処分までに1年7か月もの期間を要しているが、審査再開から処分までに1年7か月（審査停止期間を含め2年2か月以上）もの期間を要したこと自体、行手続法7条に違反する。

3 申請後約9か月間審査を行わなかったという事実は行政手続法7条に違反すること

当時の文科大臣である高木義明（以下、「高木」という。）は、2011年（平成23年）1月21日に審査停止は超法規的措置であったこと、すなわち法的根拠を伴わずに行われたものであると発言し、現文科大臣である下村博文（以下、「下村」という。）が、同年2月9日開催の第177回国会衆議院予算委員会（甲71号証）において、審査停止に法的根拠がないとの見解を明言している。

すなわち、下村は「そもそも朝鮮学校に対する無償化手続きの停止の法的根拠、ないと思いますけれども、どうですか」、「高木大臣（引用者注：当時の文部科学大臣）は、このこと（引用者注：朝鮮高校に対する審査停止）については法的根拠はないんだ、超法規的措置であると言っているじゃないですか。超法規措置、言ってるでしょう。1月21日の記者会見で、これはある意味総理に置かれて超法規的といいますか、そういう判断をしたんだ、つまり法的措置じゃないんだと答弁されていますでしょう」、「朝鮮学校の指定については、外交上の配慮により判断すべきでなく教育上の観点から判断すべきという本来の政府の統一見解に従えば、逆に高木大臣は、職を賭してでも無償化手続きの停止に反対すべき立場だったんですよ、そもそも。それをしないでそれはどう見たって外交上の配慮としか考えられないわけですけども、それも詭弁で言わない、言えない。つまり、文科大臣として結果的に朝鮮学校をもてあそばす。」と発言し、審査停止に法的根拠はないことを指摘するにとどまらず、文部科学大臣としては職を賭してでも審査停止に反対すべきであり、それを怠った高木大臣は結果的に朝鮮学校を弄んでいるとまで指摘しているのである。

また、同年10月26日開催の第179回国会衆議院文部科学委員会（甲72号証）において、中川国務大臣（前同日時点の役職）が、審査停止の理由について「北朝鮮の砲撃という国家の安全に関わる事態の中で、不測の事態に備えて、国民の生命と財産を守るために万全の体制を整える、そういう見地から行ったものであって、外交上の配慮によって行ったものではないということであります。さらに、不測の事態とは、国民の生命と財産、秩序の安定が脅かされかねない事態のことであって、それを考慮した上での一時停止ということであったと理解しています。」と答弁したことに對し、下村は、「北朝鮮が韓国の延坪島に砲撃をしたということが何で我が国において不測

の事態なのかということが、どうしてもわからないんですよ。(中略)国民の皆様はよくわからない」、「それが朝鮮高校の授業料の無償化手続きとどう関連するんですか」と述べて、朝鮮共和国の韓国に対する砲撃をもって、日本国家の安全が脅かされるという説明は論理の飛躍が甚だしいことを指摘したうえ、「外交上の配慮をしないといったにもかかわらず、実際は、不測の事態が心配だから朝鮮学校の無償化手続きはストップしたということなんですよ。」と断定して、審査停止の理由が本来考慮すべきではない外交上の配慮によるものであると断言している。

前記委員会における中川国務大臣の答弁は、正に本件訴訟における被告の答弁と同趣旨のものであるが、それに対し、下村は上記のようにそもそも審査停止は法的根拠を欠いていること、審査停止の真の理由は外交上の配慮であると断言しているのである。

つまり、現文部科学大臣の認識としても、審査停止は法的根拠を欠いた違法なものなのであるということは明白であるし、下村は前記各委員会において現政権を担当する自由民主党を代表して質問しているのであるから、前記委員会開催当時、自由民主党としても同様に認識していたことも明らかである。

よって、申請から2011年(平成23年)8月29日まで9か月にわたる審査停止という事実を法的に評価すると、何らの根拠もなく9か月間にわたり申請を放置していたと評価されるのであり、したがって、行政手続法7条に違反となる。

4 審査再開してから不指定処分までに1年7か月要したことが行政手続法7条に違反すること

客観的・外形的な審査であれば、他の2校と比べて異常ともいえるべき長期間を要するはずがない。このことは、2012年(平成24年)8月1日参

院決算委員会（甲73号証）で又市議員も指摘している。

すなわち、又市議員は、「この政策が現在では新たな差別を作り出す、国際的にも大きな批判を受け始めている（中略）この間、多くの日本の市民や、そしてまた在日朝鮮あるいは在日韓国の人たちから何回も文科省に要請が行っております。そこで文科省から繰り返し言われているのは、審査中である、審査中である、こればかり言われている。じゃ、いつ審査が終了するのか全くそのことは言われない。昨年八月（引用者注：2011年（平成23年）8月を指す）に審査が再開をされているわけですから、間もなく一年。これ、ほかの外国人学校の場合は半年もかからない¹で適用が決定をされているわけでありましてけれども、全く、もう一年もたとうとしているのに明らかにならない。（中略）文科省は自らが定めてきた適用基準とは全く別の理由で審査を故意に遅らせているのではないのか」と指摘している。

また、同委員会における「文科省が直接このことに審査をしているわけではございません。第三者に適切に客観的に公正にやっていただいている」との国務大臣平野の答弁を受けて「全く理解ができませんし、納得いく回答でもありません。（中略）審査の中身は極めて簡潔なわけであって、そういう意味で大臣自身、自分でお答えになりながら胸に大変こたえる中身じゃないかと。」と指摘している。

被告は審査が長期化した理由について「朝鮮学校」に関する産経新聞の報道等を縷々並べ立てているが、未だ、「九州朝鮮学校」について慎重な調査をすべき事情としてどのような事情があり、そのうち、具体的にどの事情の審査に長時間を要したのか（あるいは審査ができなかったのか）すら明らかに

¹ コリア国際については2011年（平成23年）5月31日に申請し、同年12月2日に指定処分が行われ、ホライゾンについては2010年（平成22年）11月30日に申請、2011年（平成23年）8月30日に指定処分が行われているため、「半年もかからないで適用が決定されている」という発言は正確ではないが、いずれにせよ他2校に対しては約6か月ないし約9か月で処分が行われている。

できていない。

具体的な理由すら不明なまま、同様に八号に基づく申請を行った2校を大幅に上回る期間本件不指定処分までに1年7か月もの期間（審査停止期間を含めると2年2か月）を要したというのであるから、これが行政手続法7条に違反していると言わざるを得ない。

以上